

令和3年第3回稲城市教育委員会定例会

- 1 令和3年3月17日、午前10時から、中央文化センター集会室において、令和3年第3回稲城市教育委員会定例会を開催する。

- 1 教育長及び出席委員は、次のとおりである。

加藤 明（教育長）
今泉 浩史
澁谷 香織
杉本 真紀子
吉田 伸幸

- 1 出席説明員は、次のとおりである。

教育部長	石田 昭男
教育指導担当部長	大川 優
教育総務課長	町田 義信
学務課長	中島 英
指導課長	高橋 達也
生涯学習課長	奥谷 庸子
学校給食課長	山本 有美
図書館課長	佐藤 由美子

- 1 職務のため出席する職員は、次のとおりである。

教育総務課教育総務係長 涌田 恵一郎
教育総務課教育総務係 中島 由美

- 1 会議に付された事項は、次のとおりである。

- (1) 日程第1 会議録署名委員の指名
- (2) 日程第2 会期の決定
- (3) 日程第3 教育行政報告
- (4) 日程第4 第7号議案
「令和3年度稲城市教育委員会職員の人事について」
- (5) 日程第5 第8号議案
「稲城市学校給食費に関する規則の一部を改正する規則」
- (6) 日程第6 第9号議案
「稲城市立学校給食共同調理場処務規則の一部を改正する規則」
- (7) 日程第7 第10号議案
「令和3年度稲城市立小・中学校学校医等の委嘱について」
- (8) 日程第8 第11号議案
「稲城市立公民館運営審議会委員の委嘱について」

- (9) 日程第9 第12号議案
「稲城市社会教育委員の委嘱について」
- (10) 日程第10 第13号議案
「稲城市文化財保護審議会委員の委嘱について」
- (11) 日程第11 報告事項

教 育 長 　ただ今から、令和3年第3回稲城市教育委員会定例会を開催いたします。

　それでは、日程第1　本日の「会議録署名委員」についてお諮りいたします。

　前例に従いまして教育長指名といたしたいと思います。ご異議ございませんでしょうか。

（ 異議なしの声あり ）

教 育 長 　ご異議なしと認めます。よって、本日の会議録署名委員は今泉委員にお願いいたします。

　次に、日程第2「会期の決定」についてお諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日とすることにご異議ございませんでしょうか。

（ 異議なしの声あり ）

教 育 長 　ご異議なしと認めます。よって、会期は、本日1日と決しました。

　次に、日程第3「教育行政報告」です。教育行政報告につきましては、各課長より報告いたします。

〔 教育行政報告 〕

教育総務課長 　1 教育委員会後援名義について
2 寄附について
3 学校開放事業について（2月分）

学務課長 　1 令和3年2月分不登校による欠席児童・生徒数について
2 令和2年度第4回東京都市学事・保健・給食担当課長会について
3 児童・生徒数、学級数（令和3年3月1日現在）について

指導課長 　1 担当者事業について
2 推進事業について
3 研修事業について
4 その他について
5 教育センター関係について

生涯学習課長 　1 社会教育委員関係について
2 社会教育活動の振興について
3 芸術文化活動の振興について
4 文化財の保護と普及について

- 5 生涯学習推進事業について
- 6 学校施設コミュニティ開放事業について
- 7 放課後子ども教室参加状況について（1月分）
- 8 公民館主催事業の実施状況について
- 9 iプラザの主な主催事業の実施状況について（1月分）
- 10 生涯学習課利用統計について（公民館2月分、iプラザ1月分）

学校給食課長

- 1 新調理場炊飯設備の炊飯テストについて
- 2 給食配膳員業務説明会(第一調理場)について
- 3 給食配膳員業務説明会(第二調理場)について

図書館課長

- 1 市主催事業について
- 2 中央図書館主催事業(SPC運営)について
- 3 分館の主催行事について
- 4 資料展示について
- 5 城山体験学習館の主な事業について
- 6 地域との連携について
- 7 図書館の利用状況について（令和3年2月分）

教育長

教育行政報告が終わりました。

本日は議事進行の都合により、日程第4 第7号議案、日程第7 第10号議案、日程第8 第11号議案、日程第9 第12号議案、日程第10 第13号議案及び日程第11 報告事項のうち2から4までを先に行い、その後、日程第5 第8号議案、日程第6 第9号議案を行うことといたします。

なお、日程第4 第7号議案「令和3年度稲城市教育委員会職員の人事について」、日程第7 第10号議案「令和3年度稲城市立小・中学校学校医等の委嘱について」、日程第8 第11号議案「稲城市立公民館運営審議会委員の委嘱について」、日程第9 第12号議案「稲城市社会教育委員の委嘱について」、日程第10 第13号議案「稲城市文化財保護審議会委員の委嘱について」及び日程第11 報告事項2から4までの案件は人事及び個人情報に関するものであることから秘密会といたしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

（異議なしの声あり）

教育長

ご異議なしと認めます。よって、第7号議案、第10号議案、第11号議案、第12号議案、第13号議案及び報告事項2から4までは秘密会といたします。

本秘密会においては、関係者以外の退席を求めます。

暫時休憩いたします。

(暫時休憩)

※関係者以外の職員と傍聴者は退室する。

(これより第7号議案、第10号議案、第11号議案、第12号議案、第13号議案及び報告事項3件(2から4まで)は秘密会)

秘密会議録は別紙

(これにて第7号議案、第10号議案、第11号議案、第12号議案、第13号議案及び報告事項3件(2から4まで)の秘密会は終了)

(暫時休憩)

※退室した職員が入室する。

教 育 長 再開いたします。

これより、第7号議案「令和3年度稲城市教育委員会職員の人事について」を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

教 育 長 挙手全員であります。よって、第7号議案は原案のとおり可決いたしました。

次に、第10号議案「令和3年度稲城市立小・中学校学校医等の委嘱について」を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

教 育 長 挙手全員であります。よって、第10号議案は原案のとおり可決いたしました。

次に、第11号議案「稲城市立公民館運営審議会員の委嘱について」を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

教育長 挙手全員であります。よって、第11号議案は原案のとおり可決いたしました。

次に、第12号議案「稲城市社会教育委員の委嘱について」を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

教育長 挙手全員であります。よって、第12号議案は原案のとおり可決いたしました。

次に、第13号議案「稲城市文化財保護審議会委員の委嘱について」を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

教育長 挙手全員であります。よって、第13号議案は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第5 第8号議案「稲城市学校給食費に関する規則の一部を改正する規則」を議題といたします。

本案につきましては、稲城市立学校給食共同調理場に勤務する職員の学校給食費を定めることから、稲城市学校給食費に関する規則の一部を改正する必要があるもので、提出するものです。

詳細につきましては、学務課長より説明いたします。

学務課長。

学務課長 よろしくお願いたします。議案概要説明書の3ページをご覧くださいればと思います。

現在、学校給食共同調理場の第一調理場及び第二調理場に勤務する職員の学校給食費につきましては、稲城市学校給食費に関する規則及び稲城市学校給食費取扱要綱に定めておりますが、令和3年度より第一調理場における調理業務が民間委託されることから、新たに受託業者従業員の学校給食費の金額を定める必要がございます。

また、第二調理場の管轄校が小学校のみとなることから、第二調理場に勤務する職員の学校給食費を中学校から小学校の高学年に準拠した金額へと改める必要がございます。

以上のことについては、新たに定めることに併せて、今後、共同調理場で勤務する者の学校給食費の金額については稲城市立学校給食費取扱要綱にて一括で定めることと整理いたしたく、以上の内容で改正を提案するも

のでございます。

改正の新旧対照表につきましては1枚おめくりいただいて5ページのところにございます。

(給食費の額)第4条の(1)から(5)に記載がございますとおりでございますが、(5)の職員ア、イのところをア、イに追加してウを設け、そのような形の改正を提案するものでございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

教育長 以上で、提案理由の詳細説明が終わりましたので、これより質疑をお願いいたします。

よろしいでしょうか。

杉本委員。

杉本委員 議案概要説明書の中で、なぜここで規則の一部を改正する必要があるのかについて、2点挙げられています。

一つ目は、新たに受託業者の従業員の学校給食費の金額を定める必要があると、これは分かります。二つ目なんですけれど、第二調理場に勤務する職員の学校給食費をこれまでの中学校に準拠する金額から小学校高学年に準拠する金額に改める必要があるとあるんですが、これなぜ必要なんですか。

教育長 学務課長。

学務課長 第二調理場の栄養士等、職員がこちらの作ったものを検食として給食を食べる必要というのがございまして、第二調理場管轄が今度小学校のものしか作らなくなりますので、中学校のものを食べるということになるとわざわざ移送したりとかそういった対応が必要になってしまいますので、これについては小学校の高学年の作ったものを食する必要があるためです。

教育長 杉本委員。

杉本委員 献立ですとか食材は小学校と中学校は違うんでしょうか。

教育長 学務課長。

学務課長 献立自体は同様なんですけれども、食器の大きさから、量などは異なります。

教育長 杉本委員。

杉本委員　そうしましたら、ちょっと私は今まであまり認識きちんとなかったんですけれど。確かに大人が食しても、小学校は小学校の高学年に準じた給食費の徴収だったというふうに今振り返っております。大人が食しても小学校の高学年と同じ量が大人の食事としては提供されているということでしょうか。

教育長　学務課長。

学務課長　それについては、食する方の必要とする個人差はあるんですけれども、一般的には中学生の食事というのは学校給食の現在は成長期の栄養を取るだけのものであって、一般の大人が食べると中学生の食事だとちょっと太ってしまうというようなカロリーだというふうな意見もあるところでございまして、小学校高学年で一般の成人の方というのは十分食事の量としては供給できる量ではあると把握しております。

教育長　杉本委員。

杉本委員　そのお話を中学校に持っていくと、今度じゃあ中学校ではとなるので、ちょっと今のご説明はすみません、私にはあまり納得はできないんですけれども。やっぱりその場でその調理場なり、学校なり、その場面で児童・生徒に提供されるものと考え方としては同じ量がその職員に提供されるという、そういったことでこの第二調理場に勤務する職員の学校給食費は高学年と同じであるというふうに考えているという、そういうことでいいわけでしょうか。

教育長　学務課長。

学務課長　はい。

杉本委員　はい、分かりました。

教育長　よろしいでしょうか。

杉本委員　はい。

教育長　ほかに。

(なしの声あり)

教育長 ほかに質疑がないようですので、以上で質疑を終結いたします。
これより第8号議案「稲城市学校給食費に関する規則の一部を改正する規則」を採決いたします。
本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

教育長 挙手全員であります。よって、第8号議案は原案のとおり可決いたしました。
次に、日程第6 第9号議案「稲城市立学校給食共同調理場処務規則の一部を改正する規則」を議題といたします。
本案につきましては、学校給食費の公会計化に伴い、稲城市事務決裁規程に準じる取扱いとなることから、稲城市立学校給食共同調理場処務規則の一部を改正する必要があるもので、提出するものです。
詳細につきましては、学校給食課長より説明いたします。
学校給食課長。

学校給食課長 稲城市立学校給食共同調理場処務規則に関する規則の一部を改正する規則について、ご説明をさせていただきます。
議案概要説明書の7ページをご覧ください。
これまで、学校給食費は私会計でありましたことから、稲城市学校給食共同調理場処務規則に基づき、学校給食食材に係る契約や支払いにつきましては、教育長決裁事項及び所長決裁事項としておりました。
学校給食費の公会計化に伴いまして、学校給食食材は市と業者との契約になります。支払いにつきましても、稲城市事務決裁規程を適用することとなることから、該当する条文を削除するものでございます。また、併せて文言の修正、整理を行います。
改正内容のところですが、次のページの新旧対照表も併せてご確認していただければと思いますが。最初の1条、2条、3条、4条の1項12号及び7条のところ「給食共同調理場」と略して表記になっておりますが、それを「共同調理場」というふうに改めます。その理由は他の条例でも略称を「共同調理場」と表記していることから、文言修正を行うものでございます。
第5条の教育長決裁事項の第1号と第2号を、このところの文言がなくなりますので、その部分を削除しまして、第3号を1号として併せて文言修正を行うものでございます。
第6条ですが、こちらは所長の専決事項ですが、これの2号と3号を削除しまして、4号のところを2号というように新しくなります。

第8条につきましては、運営委員会との関係ですが、第2項の部分、こちらを公会計化しまして、運営委員会の監査の必要がなくなりましたので、この部分をそのままそっくり削除するという形です。

第9条につきましては、見出しを（専門委員会）としていましたことから、（給食主任の役割）というのを改めまして、下の条文のところも「次の専門委員会を設ける」というところを、「給食主任会を適宜開催し、学校との情報共有等に努めるものとする」に改めるというものでございます。こちらは実態に合わせての文言の修正及び削除を行うというものでございます。

最後に施行期日ですが、この施行は公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用をするものでございます。

説明は以上でございます。

教育長 以上で、提案理由の詳細説明が終わりましたので、これより質疑をお願いいたします。

（なしの声あり）

教育長 質疑がないようですので、以上で質疑を終結いたします。

これより、第9号議案「稲城市立学校給食共同調理場処務規則の一部を改正する規則」を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（挙手全員）

教育長 挙手全員であります。よって、第9号議案は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第11 報告事項です。

報告事項1「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の延長に伴う教育委員会の対応について」を教育総務課長より、説明をお願いいたします。

教育総務課長。

教育総務課長 それでは、報告事項の1番目といたしまして、新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の延長に伴う教育委員会の対応について、ご説明申し上げます。報告事項一覧表をお願いします。

こちらにつきましては、新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の解除を当初3月7日でしたが2週間延びまして21日に延長したことに伴いまして、教育委員会の各事業の対応について、変更したことのご報告で

ございます。

まず1番の教育総務課関係でございますが、学校開放施設事業につきまして、終わりの時間を21時30分から20時に変更する、これまでは緊急事態宣言終了までとなっておりましたが、こちらにつきまして、当面の間ということで期間を変更しております。

次に、2番の指導課関係でございますが、こちらにつきましては1月8日から緊急事態宣言終了までは感染症リスクの高い活動を一部制限ということにしておりますが、こちらは文言が変わっておりませんが、3月7日までの予定だったものを緊急事態宣言終了までというようなところで、変更しています。

次に、3番目の生涯学習課関係でございますが、こちらにつきましては公民館の事業時間、それからIプラザの施設の貸出しの利用時間につきまして、期日を当面の間と変更しております。

また、図書館課関係でございますが、こちらにつきましても、予約資料の夜間の受取時間、こちらのほうを19時30分までに短縮しておりますが、こちらのほうの期日につきましても当面の間ということで変更しております。

説明は以上でございます。

教 育 長 以上で報告事項1「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の延長に伴う教育委員会の対応について」の詳細説明が終わりましたので、これより質疑をお願いいたします。

よろしいでしょうか。

(なしの声あり)

教 育 長 質疑がないようですので、以上で質疑を終結いたします。
以上で、本日の議事日程は全て終了いたしました。
これにて閉会といたします。お疲れさまでした。

(午前12時10分閉会)